

資料 1

○生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則(平成24年6月生駒市規則第21号)新旧対照表

現行		改正案	
別表第4(第4条関係)		別表第4(第4条関係)	
附属設備	1回当たりの使用料等の額	附属設備	1回当たりの使用料等の額
バスケットボール用具	1組420円	バスケットボール用具	1組420円
バレーボール用具	1組420円	バレーボール用具	1組420円
バドミントン用具(ラケット及びシャトルコックを除く。)	1組210円	バドミントン用具(ラケット及びシャトルコックを除く。)	1組210円
卓球台(ネット及びサポートを含む。)	1組160円	卓球台(ネット及びサポートを含む。)	1組160円
ハンドボール用具	1組420円	ハンドボール用具	1組420円
テニス用具(ラケット及びボールを除く。)	1組210円	テニス用具(ラケット及びボールを除く。)	1組210円
電光掲示板	1基1,050円	電光掲示板	1基1,050円
計時タイマー	1台210円	計時タイマー	1台210円
放送設備	1式1,050円	放送設備	1式1,050円
綱引き用具	1式420円	綱引き用具	1式420円
レスリングマット	1式210円	レスリングマット	1式210円
		<u>スポットクーラー(固定式のものに限る。)</u>	<u>1台1時間につき 310円</u>
		<u>気化式大型冷風機</u>	<u>1台210円</u>
ミスト付扇風機	1式100円	ミスト付扇風機	1式100円
プール更衣ロッカー	1回50円	プール更衣ロッカー	1回50円
シャワー	1回100円	シャワー	1回100円
夜間照明	生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド、生駒市総合公園グラウンド、生駒市井出山グラウンド 30分につき全点灯 2,520円 30分につき5割点灯 1,260円	夜間照明	生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド、生駒市総合公園グラウンド、生駒市井出山グラウンド 30分につき全点灯 2,520円 30分につき5割点灯 1,260円
	イモ山公園グラウンド、生駒市健民グラウンド 30分につき全点灯 1,260円 30分につき5割点灯 630円		イモ山公園グラウンド、生駒市健民グラウンド 30分につき全点灯 1,260円 30分につき5割点灯 630円
	生駒市小平尾南少年グラウンド 30分につき 310円		生駒市小平尾南少年グラウンド 30分につき 310円
	生駒市北大和野球場 30分につき全点灯 2,100円 30分につき5割点灯 1,050円		生駒市北大和野球場 30分につき全点灯 2,100円 30分につき5割点灯 1,050円
	生駒市総合公園テニスコート、生駒山麓公園テニスコート、むかいやま 1コート30分につき 200円		生駒市総合公園テニスコート、生駒山麓公園テニスコート、むかいやま 1コート30分につき 200円

公園テニスコート

備考

1 略

2 夜間照明を使用する場合において、使用の単位時間に端数が生じたときは、30分とみなす。

3・4 略

公園テニスコート

備考

1 略

2 スポットクーラー(固定式のものに限る。)及び夜間照明を使用する場合において、使用の単位時間に端数が生じたときは、単位時間の使用があったものとみなす。

3・4 略